

道から市町村への事務・権限移譲方針 新旧対照表

新	旧	摘 要
<p>1 方針の目的</p> <p>北海道では、地方分権の流れを一層確かなものとし、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会を構築していくため、道州制を目指した取組を進めている。</p> <p>道州制を実現するに当たっては、国と地方自治体の役割分担を大きく見直し、国から地方自治体への大幅な権限・財源の移譲を図ることが必要となるが、その際には、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担い、事務・権限の内容・性質等から市町村が担うことに適さないものを道州や国が担うといういわゆる補完性の原理を基本とすることが適当である。</p> <p>こうした役割分担の考え方を踏まえて、道から市町村への事務・権限の移譲を進めることは、道州制が目指す地域主権型社会に向けての着実な歩みを進めるものとなり、住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつながる。</p> <p>こうした考え方に立って、このたび、道が現在担っている事務・権限のうち、道州制の下において、市町村が担うべきと考えられるものを明らかにした。</p> <p>今後は、本方針に基づき、道から市町村への事務・権限移譲を推進するものであるが、市町村の規模や能力はそれぞれ異なることや、人口減少に伴う技術者をはじめとする人材不足が公務部門でも課題となっていることなどを踏まえ、未移譲市町村に対して、当該市町村の実情や意向などを十分に伺いながら、移譲に係る取組を進める。</p> <p>また、必要な条件整備について、道が協力することとし、市町村が事務・権限の移譲によって大きな負担とならないよう努めていくものとする。</p>	<p>1 方針の目的</p> <p>北海道では、地方分権の流れを一層確かなものとし、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会を構築していくため、道州制を目指した取組を進めている。</p> <p>道州制を実現するに当たっては、国と地方自治体の役割分担を大きく見直し、国から地方自治体への大幅な権限・財源の移譲を図ることが必要となるが、その際には、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担い、事務・権限の内容・性質等から市町村が担うことに適さないものを道州や国が担うといういわゆる補完性の原理を基本とすることが適当である。</p> <p>こうした役割分担の考え方を踏まえて、道から市町村への事務・権限の移譲を進めることは、道州制が目指す地域主権型社会に向けての着実な歩みを進めるものとなり、住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつながる。</p> <p>こうした考え方に立って、このたび、道が現在担っている事務・権限のうち、道州制の下において、市町村が担うべきと考えられるものを明らかにした。</p> <p>今後は、本方針に基づき、道から市町村への事務・権限移譲を推進するものであるが、市町村の規模や能力はそれぞれ異なることなどから、これらの事務・権限のうち、条件整備が必要な事務・権限については、既に条件を満たしている市町村に対し、移譲に行われるよう努めるとともに、条件を満たしていない市町村に対しては、必要な条件整備が進むよう道として協力していくこととする。</p>	<p>・近年、人材不足が道をはじめとする公務部門でも課題となっていることから、その点にも配慮する旨を追記</p>

道から市町村への事務・権限移譲方針 新旧対照表

新	旧	摘要
<p>2 (略)</p> <p>3 道州制下における市町村、道州、国の役割分担 (1)～(2) (略) (3) 具体的な役割分担 上記(2)の役割分担に沿って具体的な役割を例示すると資料1のとおりである。 <u><削除></u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 道州制下における市町村、道州、国の役割分担 (1)～(2) (略) (3) 具体的な役割分担 上記(2)の基本的な役割分担に沿って具体的な役割を例示すると次のとおりである。 (※ 例示であり、全ての役割や分野を列挙したものではない。)</p> <p><u>ア 市町村の役割 (例示)</u></p> <p>① <u>保健・医療・福祉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者福祉 ・ 障がい者福祉 ・ 子育て支援 ・ 健康づくり ・ 感染症予防 ・ 衛生管理 ・ 食品衛生 ・ 地域医療の確保 等 <p>② <u>教育・文化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立幼稚園、小中学校の設置 ・ 地域芸能活動や社会教育活動の支援 等 <p>③ <u>産業・雇用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業の振興 ・ 農山漁村振興 ・ 集落規模の農業生産基盤整備 等 <p>④ <u>環境保全</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物対策 ・ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音等対策 ・ 自然環境の保護・保全 ・ 鳥獣保護 等 <p>⑤ <u>まちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活道路整備 ・ 公園整備 ・ 上下水道整備 ・ 都市計画 ・ 土地利用調整 ・ 地域交通の確保 	<p>・ 具体的な役割は、資料1と重複していることから削除</p>

道から市町村への事務・権限移譲方針 新旧対照表

新	旧	摘要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村生活環境整備 ・ コミュニティの振興 等 ⑥ 国土保全・防災 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域限定的な治山、治水 ・ 消防・防災・災害対応 等 イ 道州の役割（例示） <ul style="list-style-type: none"> ① 施策の効果が基礎自治体の区域を超える面が大きいもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な利用又は便益を目的とするネットワーク型の社会資本整備（広域道路・広域的な農林水産業基盤整備等） ・ 広域的な治山・治水 ・ 国定公園等の自然公園整備 ・ 広域的な交通政策 等 ② 道州全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な産業政策 ・ 職業能力開発 ・ 雇用政策 ・ 広域的な廃棄物・リサイクル対策 ・ 広域的な生活環境保全対策 ・ 広域的な自然環境対策 ・ 高度、専門的な試験・研究 ・ 広域的、専門的な学校教育 ・ 全道の文化、スポーツの振興 ・ 高度医療の確保 ・ 高度な感染症対策 ・ 広域的、専門的な福祉サービス ・ 広域的な消防・防災対策 ・ 災害対応・支援 等 ウ 国の役割（例示） <ul style="list-style-type: none"> ① 国として国際的に対処することが必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全保障、テロ対策 ・ 外交、通商 ・ 出入国管理、税関、検疫 ・ 国際的な取り決めの推進 等 ② 地域ごとに制度が異なっては国民に不便をもたらしかねないもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法、司法制度 ・ 民法や商法等の私法制度、特許や著作権、通貨 ・ 基本的な教育制度や全国的な基準 ・ 環境保全に関する全国的な基準 ・ 医師等の一定業種の資格制度 等 	

道から市町村への事務・権限移譲方針 新旧対照表

新	旧	摘要
<p>4 道から市町村への移譲対象となる事務・権限</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 移譲対象 上記(1)に沿って、平成17年3月時点で、道が所掌する約2,500件の事務事業と、約4,000条項の権限を分類した結果、補助事業や内部事務を除いた約1,200件の直営事業から189件、権限で2,054条項を市町村への移譲対象としたところであるが、移譲対象については、毎年度、特例条例化における権限の条項の精査や法令の改正・追加、市町村からの追加要請等を反映した見直しを行う。 (令和4年度末現在、権限で3,143条項、最小基本単位で280が市町村への移譲対象。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当面の移譲対象 上記(1)の考え方を基本に、(3)の第1区分及び第2区分を移譲対象事務・権限とし、市町村に対し、移譲を進めるが、当面は、いずれの市町村にあって受入体制整備や専門職員の確保が可能で、かつ市町村にとって住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつながるなど市町村にメリットが大きいと考えられるものを、「事務・権限移譲リスト」に掲載し、道から市町村への移譲対象とする。</p>	<p>③ <u>日本国民として最低限保障されるべき生活を保つための施策や公的な保険の運営に関すること</u> ・ 公的年金、失業保険 等</p> <p>④ <u>安全確保に関する最低基準を国が定めることが必要なもの</u> ・ 薬や食品に関する最低基準 ・ 伝染病や感染症対策に関する最低基準 ・ 航空、船舶、自動車や建築物等に関する最低基準 等</p> <p>⑤ <u>施策の効果が道州の区域を超える面が大きいもの</u> ・ 金融 ・ 電波、通信、放送 ・ 気象 等</p> <p>⑥ <u>国全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの</u> ・ 高度、専門的な分野に関する研究、科学技術振興 ・ 新幹線、高速道路などの骨格的・基幹的な交通基盤施設整備 ・ 資源、エネルギーの開発、確保 ・ 高度・専門的な学術・文化の振興 ・ 災害対応・支援 等</p> <p>※ 分野別の一覧は、参考資料を参照。</p> <p>4 道から市町村への移譲対象となる事務・権限</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 移譲対象 この考え方に沿って、平成17年3月時点で、道が所掌する約2,500件の事務事業と、約4,000条項の権限を分類した結果、補助事業や内部事務を除いた約1,200件の直営事業から189件、権限で2,054条項を市町村への移譲対象としたところであるが、移譲対象については、毎年度、特例条例化における権限の条項の精査や法令の改正・追加、市町村からの追加要請等を反映した見直しを行う。 (平成30年度末現在、権限で3,101条項、最小基本単位で284を市町村への移譲対象としている。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当面の移譲対象 上記(1)の考え方を基本に、(3)の第1区分及び第2区分を移譲対象事務・権限とし、市町村に対し、移譲を進めるが、当面(おおむね5年)は、いずれの市町村にあって受入体制整備や専門職員の確保が可能で、かつ市町村にとって住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつながるなど市町村にメリットが大きいと考えられるものを、「事務・権限移譲リスト」に掲載し、道から市町村への移譲対象とする。</p>	<p>・ 文言整理 ・ 数値を時点修正</p> <p>※令和5年度末の数値を取りまとめ次第、当該数値に修正</p> <p>・ 本方針については、これまで「概ね5年毎」に見直しを行っていること、今回の改訂でもその旨を「8」で記載していることから当該表記は削除</p>

道から市町村への事務・権限移譲方針 新旧対照表

新	旧	摘 要
<p>(5) 事務・権限の移譲先 移譲先は原則として市町村及び広域連合とする。</p> <p>5 道から市町村への事務・権限の移譲の進め方 (1)～(2) (略) (3) 重点推進権限の選定及び移譲に係る取組</p> <p>① 重点推進権限の選定 全道的に多くの市町村へ移譲が進んでいる事務・権限や統一的に移譲することが効果的、効率的な事務・権限等について、重点的に移譲を推進する事務・権限（以下「重点推進権限」という。）として、別表1のとおり選定する。</p> <p>② 重点推進権限の移譲に係る取組 重点推進権限については、統一的全市町村へ早期に移譲されるよう、より一層の推進に努めることとし、未移譲市町村へ個別に働きかけるとともに、担当者会議において、事務処理の迅速化や市町村の政策展開を図る上で効果的な事務・権限として、移譲の効果等を積極的に周知するなど、市町村の実情に応じた協議・提案に取り組む。 また、既に重点推進権限の移譲を受けた市町村の取組成果の事例をホームページで紹介するなど、移譲に係る広報を充実させ移譲を促す。</p> <p>③ 旅券事務（一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務）の移譲に係る取組 重点推進権限のうち、住民に最も身近な事務・権限である旅券事務については、手続のワンストップ化など、より一層の住民サービスの向上を図るため、別表2の未移譲市町村に対し、次の取組により移譲を促す。 ア 未移譲市町村への取組 一般旅券の更新（切替）申請が電子化され、申請者のさらなる利便性の向上や事務の効率化が図られたことを踏まえ、未移譲市町村へ事務の内容などを説明し、移譲を促す。</p> <p>イ 小規模市町村（人口1万人以下）への取組 既に移譲を受けている市町村のうち、21の小規模市町村では、住民が日常生活圏域としている近隣の移譲済市町に事務を委託（地方自治法第252条の14）しているが、こうした取組を未移譲の小規模市町村（別表2の未移譲市町村のうち下線表示）に対し周知することにより移譲を促す。</p>	<p>(5) 事務・権限の移譲先 移譲先は原則として市町村とする（広域連合を含む。）。</p> <p>5 道から市町村への事務・権限の移譲の進め方 (1)～(2) (略) (3) 重点推進権限の選定及び移譲促進</p> <p>① 重点推進権限の選定 全道的に多くの市町村へ移譲が進んでいる事務・権限や統一的に移譲することが効果的、効率的な事務・権限等について、重点的に移譲を推進する事務・権限（以下「重点推進権限」という。）として、別表1のとおり12法令13事務176権限を選定する。</p> <p>② 重点推進権限の移譲促進 重点推進権限については、統一的全市町村へ早期に移譲されるよう、より一層の推進に努めることとし、未移譲市町村へ個別に働きかけるとともに、担当者会議において、事務処理の迅速化や市町村の政策展開を図る上で効果的な事務・権限として、移譲の効果等を積極的に周知するなど、市町村の実情に応じた協議・提案に取り組む。 また、既に重点推進権限の移譲を受けた市町村の取組成果の事例をホームページで紹介するなど、移譲に係る広報を充実させ移譲を促す。</p> <p>③ 旅券事務（一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務）の移譲促進 重点推進権限のうち、住民に最も身近な事務・権限である旅券事務については、手続のワンストップ化など、より一層の住民サービスの向上を図るため、別表2の未移譲市町村に対し、次の取組により移譲を促す。</p> <p>ア 小規模市町村（人口1万人以下）への取組 既に移譲を受けている市町村のうち、26の小規模市町村では、住民が日常生活圏域としている近隣の移譲済市町に事務を委託（地方自治法第252条の14）しているが、こうした取組を未移譲の小規模市町村（別表2の未移譲市町村のうち下線表示）に対し周知することにより移譲を促す。</p>	<p>・ 文言整理 移譲対象は市町村と広域連合であり、括弧書きから並記へ変更</p> <p>・ 表題について文言修正 ①について ・ 重点推進権限は、別表1に記載しているため削除</p> <p>・ 表題について文言修正</p> <p>・ 表題について文言修正</p> <p>・ 旅券法の改正（発給申請事務の電子化）を契機とした取組を進める観点から追記</p> <p>・ 項ずれ及び時点修正</p>

道から市町村への事務・権限移譲方針 新旧対照表

新	旧	摘要
<p>ウ 振興局所在の市町への取組 振興局において、旅券の発給申請手続をした住民への調査によれば、半数以上が市役所（町村役場）での手続を求めており、こうした住民の意向を踏まえ、振興局所在の未移譲の市町に対しては、個別に全道の移譲状況や同じ管内の未移譲市町村（別表2の未移譲市町村のうち囲み表示）の検討状況を情報提供することにより検討を促す。</p> <p>(4) 重点推進地域の選定及び移譲に係る取組 市町村における事務・権限の移譲に対する認識や考え方に違いがあることから、市町村ごと、さらには振興局ごとの進捗率に差異が生じている。 このため、重点推進権限の進捗率が全道平均を下回り、かつ、重点推進権限の移譲事務数が極端に少ない（4事務未満）市町村を有する振興局内の令和元年度から令和5年度までの間に重点推進権限の移譲が進まなかった市町村を中心に、当該市町村と日常生活圏が共通している市町村など結びつきのある地域を、重点推進地域として選定し、次に掲げる取組により住民サービスの格差の解消を図る。</p> <p>① 権限移譲に係る相談会の開催 当該地域において対面又はオンラインで相談会を開催し、地域ごとに、特に移譲のメリットが大きいと考えられるものから優先して移譲の検討を促す。</p> <p>② （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>6 移譲に当たっての措置</p> <p>(1) 財政的措置 ①～② （略）</p> <p>③ 権限移譲を推進するための支援措置 市町村への事務・権限の移譲を推進するため、移譲の際の初期投資（備品等）に係る経費への支援に努める。</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>7 特例条例（地方自治法第252条の17の2）による移譲の場合の手続</p> <p>(1) 事務・権限移譲の要望照会から移譲までの手続 原則として、下記「事務・権限移譲の基本的な流れ」により行うこととする。</p>	<p>イ 振興局所在の市町への取組 振興局において、旅券の発給申請手続をした住民への調査によれば、半数以上が市役所（町村役場）での手続を求めており、こうした住民の意向を踏まえ、振興局所在の未移譲の市町に対しては、個別に全道の移譲状況や同じ管内の未移譲市町村（別表2の未移譲市町村のうち囲み表示）の検討状況を情報提供することにより検討を促す。</p> <p>(4) 重点推進地域の選定及び移譲促進 市町村における事務・権限の移譲に対する認識や考え方に違いがあることから、市町村ごと、さらには振興局ごとの進捗率に差異が生じている。 このため、重点推進権限の進捗率が全道平均を下回り、かつ、重点推進権限の移譲事務数が極端に少ない（4事務未満）市町村を有する振興局を重点推進地域として選定し、次に掲げる取組により住民サービスの格差の解消を図る。</p> <p>① 権限移譲に係る合同相談会又は移動相談会の開催 当該地域において移譲が進展していない複数の重点推進権限に係る未移譲市町村を参集して、合同相談会を開催するほか、特定の重点推進権限について管内の未移譲市町村を巡回して個別に相談を行う移動相談会を開催し、移譲の検討を促す。</p> <p>② （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>6 移譲に当たっての措置</p> <p>(1) 財政的措置 ①～② （略）</p> <p>③ 権限移譲を推進するための支援措置 市町村への事務・権限の移譲を促進するため、移譲の際の初期投資（備品等）に係る経費への支援に努める。</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>7 特例条例（地方自治法第252条の17の2）による移譲の場合の手続</p> <p>(1) 事務・権限移譲の要望照会から移譲までの手続 原則として、下記「事務・権限移譲の基本的な流れ」により行うこととする。</p>	<p>・ 項ずれの修正</p> <p>・ 表題について文言修正 ・ 地域間格差の解消を図る取組を効果・効率的に進めるため、対象地域を絞り込み</p> <p>・ オンラインを活用した働きかけを強化</p> <p>・ 文言修正</p> <p>・ 市町村の検討に要する期間を確保することを基本としながら、地方自治法第252条の17の2に係る手続き等の流れを明確化</p>

道から市町村への事務・権限移譲方針 新旧対照表

新	旧	摘要																																								
<p>○ 事務・権限移譲の基本的な流れ</p> <table border="1" data-bbox="125 264 949 360"> <thead> <tr> <th>検討の流れ</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎ 「事務・権限移譲リスト」改訂版の提示</td> <td>4月</td> </tr> <tr> <td>◎ 道から市町村への移譲要望の照会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="125 453 949 577"> <tbody> <tr> <td>◎ 道と市町村による移譲要望事務・権限についての事前協議 (注を参照)</td> <td>5～7月</td> </tr> <tr> <td>◎ 市町村から道への移譲要望の回答</td> <td>7月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(廃止)</p> <table border="1" data-bbox="125 922 949 1046"> <tbody> <tr> <td>◎ 地方自治法第252条の17の2に基づく協議 (移譲に向けた市町村との各種調整)</td> <td>8～11月</td> </tr> <tr> <td>◎ 市町村から道への移譲予定事務・権限の同意書の提出 (最終回答)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="125 1139 949 1327"> <tbody> <tr> <td>◎ 道の各部・教育庁の特例条例案の提案・議決 (道議会第4回定例会)</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td>◎ 道から市町村への引継ぎ</td> <td>12～3月</td> </tr> <tr> <td>◎ 事務・権限の移譲 ※一部の事務・権限は、他の時期に移譲</td> <td>翌年4月</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 移譲要望時に市町村から示された確認事項等について、地方自治法の規定に基づく協議に先立ち、市町村の疑問の解消等を図るため、道と市町村との間で、事前に協議を行う。</p>	検討の流れ	時期	◎ 「事務・権限移譲リスト」改訂版の提示	4月	◎ 道から市町村への移譲要望の照会		◎ 道と市町村による移譲要望事務・権限についての事前協議 (注を参照)	5～7月	◎ 市町村から道への移譲要望の回答	7月	◎ 地方自治法第252条の17の2に基づく協議 (移譲に向けた市町村との各種調整)	8～11月	◎ 市町村から道への移譲予定事務・権限の同意書の提出 (最終回答)		◎ 道の各部・教育庁の特例条例案の提案・議決 (道議会第4回定例会)	12月	◎ 道から市町村への引継ぎ	12～3月	◎ 事務・権限の移譲 ※一部の事務・権限は、他の時期に移譲	翌年4月	<p>○ 事務・権限移譲の基本的な流れ</p> <table border="1" data-bbox="994 264 1818 360"> <thead> <tr> <th>検討の流れ</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎ 「事務・権限移譲リスト」改訂版の提示</td> <td>4～6月</td> </tr> <tr> <td>◎ 道から市町村への移譲要望の照会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="994 517 1818 641"> <tbody> <tr> <td>◎ 市町村から道への移譲要望の回答</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>◎ 道と市町村による移譲要望事務・権限についての事前協議 (注を参照)</td> <td>7～9月</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="994 734 1818 798"> <tbody> <tr> <td>◎ 移譲予定事務・権限の決定 (最終回答)</td> <td>9月</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="994 986 1818 1050"> <tbody> <tr> <td>◎ 市町村から道への移譲予定事務・権限の同意書の提出 (地方自治法第252条の17の2に基づく協議)</td> <td>11月</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="994 1142 1818 1331"> <tbody> <tr> <td>◎ 道の各部・教育庁の特例条例案の提案・議決 (道議会第4回定例会)</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td>◎ 道から市町村への引継ぎ</td> <td>12～3月</td> </tr> <tr> <td>◎ 事務・権限の移譲 ※一部の事務・権限は、他の時期に移譲</td> <td>翌年4月</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 移譲要望時に市町村から示された確認事項等について、地方自治法の規定に基づく協議に先立ち、市町村の疑問の解消等を図るため、道と市町村との間で、事前に協議を行う。</p>	検討の流れ	時期	◎ 「事務・権限移譲リスト」改訂版の提示	4～6月	◎ 道から市町村への移譲要望の照会		◎ 市町村から道への移譲要望の回答	7月	◎ 道と市町村による移譲要望事務・権限についての事前協議 (注を参照)	7～9月	◎ 移譲予定事務・権限の決定 (最終回答)	9月	◎ 市町村から道への移譲予定事務・権限の同意書の提出 (地方自治法第252条の17の2に基づく協議)	11月	◎ 道の各部・教育庁の特例条例案の提案・議決 (道議会第4回定例会)	12月	◎ 道から市町村への引継ぎ	12～3月	◎ 事務・権限の移譲 ※一部の事務・権限は、他の時期に移譲	翌年4月	<p>・ 道から市町村への照会に係る道の作業を短縮することで、当該年度内に市町村が速やかに移譲に係る検討に着手できる環境を構築</p> <p>・ 市町村の検討に係る環境整備を図る観点から「市町村からの回答→道と市町村による事前協議」の流れを「道と市町村による事前協議→市町村からの回答」に変更</p> <p>・ 市町村の事務負担の軽減を図り、これまで「最終回答」としていた手続きは、同意書の提出とする</p> <p>・ 市町村からの同意書をもって最終回答とするとともに、その前段として法に基づく道と市町村の協議に要する期間を確保</p> <p>・ 変更なし</p>
検討の流れ	時期																																									
◎ 「事務・権限移譲リスト」改訂版の提示	4月																																									
◎ 道から市町村への移譲要望の照会																																										
◎ 道と市町村による移譲要望事務・権限についての事前協議 (注を参照)	5～7月																																									
◎ 市町村から道への移譲要望の回答	7月																																									
◎ 地方自治法第252条の17の2に基づく協議 (移譲に向けた市町村との各種調整)	8～11月																																									
◎ 市町村から道への移譲予定事務・権限の同意書の提出 (最終回答)																																										
◎ 道の各部・教育庁の特例条例案の提案・議決 (道議会第4回定例会)	12月																																									
◎ 道から市町村への引継ぎ	12～3月																																									
◎ 事務・権限の移譲 ※一部の事務・権限は、他の時期に移譲	翌年4月																																									
検討の流れ	時期																																									
◎ 「事務・権限移譲リスト」改訂版の提示	4～6月																																									
◎ 道から市町村への移譲要望の照会																																										
◎ 市町村から道への移譲要望の回答	7月																																									
◎ 道と市町村による移譲要望事務・権限についての事前協議 (注を参照)	7～9月																																									
◎ 移譲予定事務・権限の決定 (最終回答)	9月																																									
◎ 市町村から道への移譲予定事務・権限の同意書の提出 (地方自治法第252条の17の2に基づく協議)	11月																																									
◎ 道の各部・教育庁の特例条例案の提案・議決 (道議会第4回定例会)	12月																																									
◎ 道から市町村への引継ぎ	12～3月																																									
◎ 事務・権限の移譲 ※一部の事務・権限は、他の時期に移譲	翌年4月																																									

道から市町村への事務・権限移譲方針 新旧対照表

新	旧	摘 要
<p>(2) 市町村議会の議決を経て、移譲要請があった場合の手続 地方自治法第252条の17の2第3項等に基づき、市町村議会の議決を経た移譲要請があった場合、上記(1)によらず、<u>速やかに地方自治法第252条の17の2に基づき協議することとし、移譲が適当な場合、適切な時期に特例条例案を道議会に提案し、議決を受けた上で移譲するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>8 今後のスケジュール 本方針は、令和6年4月から適用する。 また、本方針の適用後、おおむね5年ごとに、移譲による効果や課題等を把握する追跡調査を行い、移譲の進捗状況や追跡調査の結果、市町村の状況を踏まえて適宜見直しを行う。また、国の地方分権改革の動向に応じて、適宜、見直し等の対応を検討する。</p>	<p>(2) 市町村議会の議決を経て、移譲要請があった場合の手続 地方自治法第252条の17の2第3項等に基づき、市町村議会の議決を経た移譲要請があった場合、上記(1)によらず、<u>速やかに協議することとし、移譲が適当な場合、適切な時期に特例条例案を道議会に提案し、議決を受けた上で移譲するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>8 今後のスケジュール 本方針は、平成31年4月(新元号2年度移譲要望)から適用する。 また、本方針の適用後、おおむね5年ごとに、移譲による効果や課題等を把握する追跡調査を行い、移譲の進捗状況や追跡調査の結果、市町村の状況を踏まえて適宜見直しを行う。また、国の地方分権改革の動向に応じて、適宜、見直し等の対応を検討する。</p>	<p>・方針の5-(2)-⑥にある「協議」と混同されることから、協議の根拠を明示</p> <p>・時点修正 (平成31年→令和6年)</p>